

令和4年10月1日に加入した短期組合員の 出産手当金支給要件の変更について

標記の件について、地方公務員等共済組合法運用方針が一部改正され、出産手当金の支給要件が下記のとおり変更となりました。

記

1 改正の内容

令和4年10月1日に当組合に加入した短期組合員で、出産日が9月以前であり健康保険法第102条第1項に規定する出産手当金の支給を受けていた場合、10月1日から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間、出産手当金の支給が可能となりました。

ただし、産後休暇中に報酬が支払われている際は、出産手当金の額に報酬額との調整が行われます。

2 適用日

令和4年10月1日

3 請求手続

出産手当金請求書に次の書類を添付してください。

- ① 所属所長の休暇の承認を証する書類又は休暇取得の事実及びその期間が確認できる休暇簿等の写し
- ② 令和4年9月30日時点で協会けんぽから出産手当金を受給していたことが確認できる書類（例：支給決定通知書の写し 等）